

議案第27号	三田市スポーツ推進基本計画の改定について
生涯学習支援課	三田市スポーツ推進基本計画を改定するに当たり、三田市議会の議決すべき事件等に関する条例第2条第1号の規定により、議会の議決を求めるもの。

～計画改定の背景～

国⇒平成23年6月「スポーツ基本法」の制定、平成24年3月に「スポーツ基本計画」の策定

三田市⇒平成20年5月「三田市スポーツ振興基本計画（10年間）」、平成21年5月「三田市スポーツ振興実施計画」の策定。



前期計画（H20～H24）の終了により、**後期計画の策定（H25～H29）**

～計画の構成～

●計画の改定にあたって

1. 計画改定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 達成目標
5. 三田市のめざす将来像

●計画改定の背景

1. 三田市の現状
2. 現状把握と課題の抽出
3. 市民アンケート結果（抜粋）
4. 後期計画策定に向けた課題

●計画の基本理念と体系

1. 基本理念
2. 基本目標
3. ライフステージを通じた取り組み
4. 計画の体系

●具体的な取り組み

1. スポーツ行政推進プログラム
2. 市民主導型スポーツ環境推進プログラム
3. 子どもの体力向上推進プログラム
4. スポーツクラブ21推進プログラム
5. スポーツ施設推進プログラム